基本事件：令和　　年（家イ）第　　　　号　　　　調停事件

申立人（基本事件　　　）

収入

印紙

５００円

相手方（基本事件　　　）

**秘　匿　決　定　申　立　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

家庭裁判所　　　　　　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　申立人（基本事件　　　）

　　上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条１項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

申立ての趣旨

　　上記当事者間の頭書事件について、申立人の住所を秘匿するとの決定を求める。

申立ての理由

　　申立人の住所等について、次の理由があるので、相手方に実際の居住地を知られると社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある。

**【※以下の余白に具体的な理由を記載する。秘匿事項が表れないよう注意する。】**

　　よって、申立人は、家事事件手続法３８条の２及び民訴法１３３条１項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

疎明資料

　１

　２